

表 持続可能性報告諮問委員会(SRAC)による気候変動関連情報の報告義務に関する提言

	気候変動関連情報の報告 (基本情報)	「スコープ3」(注1)の温室効果ガス(GHG)情報の報告	「スコープ1」と「スコープ2」(注2)のGHG情報の外部保証義務
全上場企業・発行体	2025会計年度	2026会計年度	2027会計年度
10億ドル以上の非上場企業	2027会計年度	2029会計年度	2029会計年度
1億ドル以上の非上場企業	2027年に見直し実施。 2030年を目途に報告義務付け		

(注1)スコープ3は取引先などからの調達から販売までの自社のサプライチェーン全体のGHG。

(注2)スコープ1は自社が排出したGHG。スコープ2は他社から供給された電気、熱・蒸気を使用したことに伴う間接排出を指す。

(出所)SRAC提言(2023年7月6日発表)